

令和6年度

第412回 沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	ただいまから令和6年度第412回総会を開催いたします。 沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中11名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。本総会に欠席の連絡がありますので報告します。3番仲宗根哲也委員、4番岸部忍委員、12番長谷川亜紀委員、3名の欠席の報告がございます。 沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、7番新垣実委員、13番大城信男委員にお願いします。 事前現地調査委員は、10番仲泊元輝委員、14番私、宮城徳重の2名となっております。報告者は10番仲泊元輝委員にお願いします。 議案第1号、受付番号14番から15番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号、1ページをお開きください。 議案第1号を読み上げて説明。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	現地調査を10番仲泊元輝委員、14番私、宮城徳重の2人で行っておりますので、調査報告を10番仲泊元輝委員にお願いします。
10番	2月21日の午後1時から午後3時まで、14番宮城徳重委員と私、10番の仲泊元輝、また事務局からは與那嶺係長と上地技査の4名で現地調査を行いました。補足につきましては宮城徳重委員、よろしくお願いします。座って報告いたします。ご報告します。議案第1号、受付番号14番、見取図の1ページになります。申請地の古謝3丁目898番地は泡瀬第二公民館の南に位置し、現況はさとうきび畑でした。3条調査書の報告をいたします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事者の状況についても、農業従事者1名で年農業従事日数150日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地は、さとうきび畑の栽培予定であり、周辺地域との調和もとれていると判断しました。 受付番号15番、見取図の2ページになります。申請地の園田2丁目995-5番は、沖縄こどもの国の西に位置し、現況は畑でした。3条調査書の報告をいたします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事者の状況についても、農業従事者2名で、年農業従事日数150日であり、150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調査ですが、申請地にはバナナの栽培予定であり、周辺農地との調和もとれていると判断しました。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第1号、受付番号14番から15番について、委員の意見を求

	めます。はい、どうぞ。6番仲宗根光夫委員。
6番	初めての言葉で、3条の受付番号15番既存の経営地は軍用地となっていますが、これはどういう意味でしょうか。黙認耕作地という意味でしょうか。
事務局	はい。軍用地の中ということで営農計画書には既存経営地に含めてはいませんが、何かしら作ってはいるようです。詳細につきましては、明らかではありません。
6番	代物弁済について、教えてください。
事務局	代物弁済につきまして、この議案に照らして説明いたします。譲受人と譲渡人は兄弟ですが、互いに債権債務の関係があります。それで、譲渡人が本来でしたら金銭でその債務、借金といたしますか、その払うべきものを払わないといけないのですが、金銭がないので代わりに物で支払うという内容となっております。物で金銭の代わりに弁済、弁償するという感じです。お金がないので畑で弁償しますというものになっています。
議長	初めて聞いた。この場合はあれですか、代物弁済で所有権を移転するということを示す書類も添付されていますか。
事務局	同意契約書という内容の書類をいただいております。内容は契約書とは異なります。
議長	当事者間の確認書ですね。
事務局	はい。同意契約書という形のものと確認しております。
6番	なぜ内面積になっているのでしょうか。代物弁済部分は畑部分のみということでしょうか。
事務局	代物弁済は土地一筆全部となっております。 登記簿を見たら分かるのですが、登記地目は宅地です。ですが、今回の111.87㎡部分は現況地目が畑となっており、残りの部分は雑種地と公衆用道路となっています。登記地目が農地以外で且つ現況地目が畑であった場合にも、農地法の許可が必要となっていることから、3条許可を得て、所有権を移転することになります。
6番	結局、193㎡全部が一応代物返済に充てる。
事務局	充てます。

議長	よろしいですか、ほかに何かございますか。今、十分話があったかと思えます。なければ進めてよろしいですか。 (進行の声)
議長	それでは議案第1号、受付番号14番から15番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 それでは議案第1号、受付番号14番から15番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全委員挙手)
議長	許可することに全員が賛成でありますので、許可相当といたします。進行いたします。 議案第2号、受付番号2番、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号を読み上げて説明。 ご審査のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは議案第2号についても現地調査されていますので、10番仲泊元輝委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
10番	ご報告いたします。 第2号議案、受付番号2番、見取図の3ページになります。申請地はコザ高校の西に位置し、現況は休耕地でした。農地区分の都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。それでは議案第2号、受付番号2番について、委員の意見を求めます。 よろしいですか。特に問題はないですか。 (進行の声)
議長	進めていきたいと思えます。 それでは議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。受付番号2番を承認相当とすることに異議ありませんか。

	(異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号2番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全委員挙手)
議長	全員が賛成でありますので、議案第2号、受付番号2番については、承認相当といたします。進行いたします。 議案第3号、受付番号15番から16番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。
事務局	3ページをお開きください。 議案第3号を読み上げて説明。 以上、ご審査のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは議案第3号についても現地調査されておりますので、10番仲泊元輝委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
10番	ご報告いたします。議案第3号、受付番号15番、見取図の4ページになります。申請地は、沖縄こどもの国の西に位置し、現況は宅地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた、第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。 受付番号16番、見取図の5ページになります。申請地は沖縄北インター料金所の西に位置し、現況は更地でした。農地区分は宅地化の現状が則第44条得第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第3号、受付番号15番から16番について、委員の意見を求めます。何かご意見がございますか。 進行してよろしいですか。
	(進行の声)
議長	それでは進行していきたいと思います。 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号15番から16番を許可相当とすることに異議ありませんか。

	(異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号 15 番から 16 番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全委員挙手)
議長	全員が賛成でありますので、議案第 3 号、受付番号 15 番から 16 番については、許可相当といたします。進行いたします。 議案第 4 号、受付番号 7 番、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	4 ページをお開きください。 議案第 4 号を読み上げて説明。 以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは議案第 4 号についても現地調査されておりますので、10 番仲泊元輝委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
10 番	ご報告いたします。議案第 4 号、受付番号 7 番、見取図の 6 ページになります。申請地は宮里中学校の南に位置し、現況はバナナ畑でした。農地区分は都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第 3 種農地としました。以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。それでは議案第 4 号、受付番号 7 番について、委員の意見を求めます。
	(進行の声)
議長	ほかに何かございませんか。進行の声もございますが。 それでは議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号 7 番を承認相当とすることに異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号 7 番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

	(全委員挙手)
議長	全員が賛成でありますので、議案第４号、受付番号７番については、承認相当といたします。進行します。 議案第５号、受付番号９４番から９７番、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の５ページ。 議案第５号を読み上げて説明。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは議案第５号についても現地調査されておりますので、１０番仲泊元輝委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
１０番	ご報告いたします。議案第５号、受付番号９４番、見取図の７ページになります。申請地は沖縄こどもの国の西に位置し、現況は更地でした。農地区分は都市計画法第８条第１項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第３種農地としました。 受付番号９５番、見取図の８ページになります。申請地は、美里公民館の北に位置し、現況は畑でした。農地区分は都市計画法第８条第１項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第３種農地としました。 受付番号９６番、見取図の９ページになります。申請地は、宮里中学校の南に位置し、現況はバナナ畑でした。農地区分は都市計画法第８条第１項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第３種農地としました。 受付番号９７番、見取図の１０ページになります。申請地は、沖縄東中学校の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は都市計画法第８条第１項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第３種農地としました。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第５号、受付番号９４番から９７番について、委員の意見を求めます。はい、９番高江洲繁委員どうぞ。
９番	受付番号９７番ですけれども、これ進入路はどうなっていますか。
事務局	進入路についてですが、位置指定道路となっております。見取図をご覧ください。公衆用道路から申請地に向かっている３筆が位置指定道路となっております。
９番	分かりました。

議長	大丈夫ですか。他に意見はございますか。2番仲村学委員。
2番	あともう1件。この写真を見たら、何か資材のトン袋が写りこんでいるのですが、この中身は何でしょうか。
事務局	トン袋につきまして、現地で気になって中身を確認したところ、草でした。申請地周辺は草がきちんと刈られていまして、申請地周辺は新しい住宅があって苦情があったかのか、今回のこの転用も兼ねてなのか、刈った草をトン袋に入れているようですね。
2番	分かりました。
議長	見た感じは資材置場のような感じでしたから。 ほかに何かございますか。どうぞ、9番高江洲繁委員。
9番	受付番号94番ですけれども、譲渡人は先ほど4条で申請がありましたので、申請地と現住所が一緒であることが判りました。でも、譲受人は読谷村の座喜味に住んでいるようですが、備考の園田2丁目996-3と996-9は見取図のどの部分になりますか。
事務局	園田2丁目996-3と996-9は見取図の、申請地の北に隣接している部分となります。
9番	見取図のピンクで塗られた部分の、北側隣接地がそうでしょうか。
事務局	そうですね。見取図ではちょっと分かりにくいのですが、申請地が薄っすらピンク色で示されているのですが、その北に隣接している部分ですね。しかし、この見取図の筆界が結構前のものでして、新しくまた分筆されていますので、黒板に図示します。
議長	替わりに説明します。私も現地を見たのですが、ちょっと段差があつて。要するに、譲渡人の土地の一部を譲受人が長年に渡って使用していて、今回の5条申請で正式に使用貸借で貸すという内容になっています。
9番	では、南部分は全部譲渡人の土地なんですか。
事務局	いえ、譲渡人も譲受人の土地の一部を使用しております。
9番	この譲受人宅は、新築ですか。

事務局	いえ、既に建てられているものです。建物の外観から、かなり古いのではないのでしょうか。
9 番	事業所兼住居になっているのかな。
議長	ただ、これは事業所になるのかな。しかし表札も出ていたので、住所兼事業所なのかな。
事務局	店舗のようです。商店ですか。
事務局	喫茶店です。
9 番	タブレットでフェンスが確認できます。申請地はフェンスの内側ですか。
議長	はい。申請地が譲受人側の敷地に入っているような状況です。
9 番	譲渡人の年齢は分かりますか。
事務局	譲渡人は 83 歳です。
9 番	譲受人の年齢は。
事務局	譲受人は 38 歳です。
9 番	備考欄に友人関係とあるが、この年齢差は。
事務局	もともと、この譲受人のお父様と譲受人とで、お互いに使いやすいよう土地の交換を決めていたらしいのですが、お父様が亡くなられて、使用貸借になったようです。本来は、お父様同志が友人関係だったようです。
9 番	タブレットで機械のようなものが確認できますが、これは何ですか。
事務局	機械ですか。
事務局	ごみ置き場です。
議長	よろしいですか。ほかに何かございますか。 (進行の声)

議長	議案第５号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号９４番から９７番まで許可相当とすることに異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第５号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号９４番から９７番まで許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全委員挙手)
議長	全員が賛成でありますので、議案第５号、受付番号９４番から９７番については、許可相当といたします。進行いたします。 議案第６号、受付番号２７番から３０番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の８ページをお開きください。 議案第６号を読み上げて説明。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは議案第６号についても現地調査されておりますので、１０番仲泊元輝委員、現況報告をお願いします。
１０番	ご報告いたします。議案第６号、受付番号２７番見取図の１１ページになります。申請地は、池原土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学校の東に位置し、現況は休耕地でした。資格審査につきましては、沖縄市農業経営基盤の強化に関する基本的な構想第５第１項第１号に該当すると判断しました。 受付番号２８番見取図の１２ページになります。申請地は、オキナワグランメルホテルの南に位置し、現況は休耕地でした。資格審査につきましては、沖縄市農業経営基盤の強化に関する基本的な構想第５第１項第１号に該当すると判断しました。 受付番号２９番見取図の１３ページになります。申請地は、北美土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学の南西に位置し、現況は畑でした。資格審査につきましては、沖縄市農業経営基盤の強化に関する基本的な構想第５第１項第１号に該当すると判断しました。 受付番号３０番見取図の１４ページになります。申請地は、北美土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学の南西に位置し、現況はビニールハウスでした。資格審査につきましては、沖縄市農業経営基盤の強化に関する基本的な構想第５第１項第１号に該当すると判断しました。以上です。

議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 議案第6号、受付番号27番から30番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、受付番号28番と29番については8番松堂直子委員と6番仲宗根光夫委員が農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に該当いたします。本来であればお一人ずつ退席して審議するのですが、今回、特にご異議がなければお二人一緒に退席をするという方式にしていきたいと思いますが、特に問題なければそうのうに進めてよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。議案第6号は受付番号28番と29番を先に審議し、8番松堂直子委員と6番仲宗根光夫委員には審議後、改めて議事に参与いただきます。 それでは受付番号28番と29番について審議しますので、8番松堂直子委員、6番仲宗根光夫委員は一時退席をお願いしたいと思います。 それでは、議案第6号、受付番号28番と29番について、委員の意見を求めます。1番、島袋孝栄委員どうぞ。
1番	受付番号28番は継続ではなく新規でしょうか。
議長	新規という表記につきましては、事務局と私とで先ほどから議論しておりますが、説明をお願いいたします。
事務局	新規という表記についてですが、利用権の場合どうしてもシステム上の理由で新規としてしか登録ができないということと、あと、利用権はどうしても時期が来たら契約が切れますので、そういったものも含めて新規という、標記となっております。
議長	それと、私からもひとつ確認ですが、この10a当たりの賃借料で28番が大きな金額になっていますよね。これはトータルの金額になるわけですよね。
事務局	そうです。この3筆全部での合計額です。
議長	29番はまた逆に10a当たりは3万2,000円ということになるのですか。これはトータルでの数字ですか。10a当たりになるのでしょうか。
事務局	10a当たりです。全部10aあたりに換算されています。
議長	いや、28番はかなり大きな金額になっているようですが、なぜですか。
事務局	この金額が大きい件につきましては、譲渡人が譲受人と親戚関係にあること

	に起因しているようですその中でちょっと割高だけど、了承の上でこの金額で契約しております。 まず、与儀2丁目の1279番、433㎡の年間賃借料が12万円。同じく与儀2丁目1280番が1,587㎡で18万円。与儀2丁目1281番、668㎡が18万円。単純な計算ではないですね。
議長	これは普通の借地とは金額的に何か違和感がありますね。
事務局	ちょっと休憩していいですか。
議長	休憩します。
議長	(一 休 憩 一) 再開します ほかに何か。はい、どうぞ2番仲村学委員。
2番	受付番号27番と28番ですが、これは自分で開けるのでしょうか。それと補助金とかで行うのでしょうか。
事務局	自分で開くようです。
2番	自分で。
事務局	そうですね。
2番	すごいですね。27番も両方で。山林原野の状況だったからね。 補助金があればよかったと思います。分かりました、ありがとうございます。
議長	ほかに何かございますか。なければ進めてよろしいですか。 (進行の声)
議長	議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、受付番号28番と29番を承認とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全委員挙手)
議長	承認することに全員が賛成でありますので、議案第6号、受付番号28番と29番を沖縄市農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想第4第1項第1号に該当することと承認いたします。それでは8番松堂直子委員、6番仲宗根光

	夫委員、入室をお願いしたいと思います。 それではまた続けて進行していきます。 事務局の説明と現地調査報告が先ほどございましたが、議案第6号、受付番号28番と受付番号29番を除く、受付番号27番から30番について、委員の意見を求めます。何かございましたら、お願いします。 (進行の声)
議長	それでは進行していきたいと思います。 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、受付番号28番と受付番号29番を除く、受付番号27番から30番について、承認とすることに異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、受付番号28番と受付番号29番を除く、受付番号27番から30番を承認とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全委員挙手)
議長	承認することに全員が賛成でありますので、議案第6号、受付番号28番と受付番号29番を除く、受付番号27番から30番を沖縄市農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想第4第1項第1号に該当することと承認いたします。 進行していきます。 議案第7号、受付番号5番、非農地証明交付申請の承認について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の10ページをお開きください。 議案第7号を読み上げて説明。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは議案第7号についても現地調査されておりますので、10番仲泊元輝委員、現況報告をお願いします。
10番	報告いたします。議案第7号、受付番号5番、見取図の15ページになります。申請地は、池原市宮住宅の北東に位置し、現況は、20年以上農地として使用がなく、傾斜地で樹木が繁茂している状況である。農耕に不向きで作目の育成が困難で農地の利用度が低いと考えられ、令和6年度利用状況調査にて赤としています。以上のことから非農地と判断しました。以上です。

議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第7号、受付番号5番について、委員の意見を求めます。はい、どうぞ。9番高江洲繁委員。
9番	この申請地は、地域計画の中に含まれているのでしょうか。
事務局	地域計画の対象となる集積する農地は、農業振興地域内の農用地となっておりますので、今回の事案の部分は農振区分という項目がありますけれども、そこは農用外となっております。項目の農振区分のところが農用外となっておりますので、この農用外というのは、農業振興地域の中では白地ということで、農用地とは別というところで、農地以外の目的で転用が可能な地域となっております。それで、ここは地域計画の中に位置づけられておりません。
9番	地域計画外でしょうか。
事務局	はい。
1番	いいですか。
議長	はい、どうぞ。1番島袋委員。
1番	この地域は進入路もないですので、非農地が妥当ではないかという感じがします。
議長	実際、現地調査に行きましたが、現地にも入れない状況なんですね。我々はどこから入っていいかわからないということで、少し遠目のほうからしか確認することができない状況で、進入路がはっきりしないというような場所になっています。また、こんな斜面の部分が入っておりまして、ほぼ農地として使う可能性はないという状況でありました。 よろしいですか。特に何かご意見ございますか。 (進行の声)
議長	それでは議案第7号 非農地証明交付申請の承認について、受付番号5番について承認とすることに異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第7号 非農地証明交付申請の承認について、受付番号5番について賛成の委員は挙手をお願いします。

	(全委員挙手)
議長	全員が賛成でありますので、非農地として承認いたします。進行いたします。 続いて議案第8号、受付番号2番から5番、農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書に対する意見について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書11ページをお開きください。 議案第8号を読み上げて説明。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは議案第8号についても現地調査されておりますので、10番仲泊元輝委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
10番	ご報告いたします。議案第8号、受付番号2番、見取図の16ページになります。申請地の古謝3丁目629番1は、古謝公民館の北東に位置し、現況は休耕地でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事者の状況についても、農業従事者1名で、年農業従事日数150日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはサツマイモの栽培の予定であり、周辺農地との調和もとれていると判断しました。 議案第8号、受付番号3番、見取図の17ページになります。申請地の古謝3丁目629番1は、古謝公民館の北東に位置し、現況は休耕地でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事者の状況についても、農業従事者3名で、年農業従事日数150日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはさとうきびの栽培の予定であり、周辺農地との調和もとれていると判断しました。 議案第8号、受付番号4番、見取図の18ページになります。申請地の古謝3丁目629番1は、古謝公民館の北東に位置し、現況は休耕地でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事者の状況についても、農業従事者2名で、年農業従事日数200日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはさとうきびの栽培の予定であり、周辺農地との調和もとれていると判断しました。 議案第8号、受付番号5番、見取図の19ページになります。申請地の古謝3丁目629番1は、古謝公民館の北東に位置し、現況は休耕地でした。3条

	調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況についても、農業従事者1名で、年農業従事日数200日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはさとうきびの栽培の予定であり、周辺農地との調和もとれていると判断しました。以上です。
議長	それでは、今の議案に対して委員の意見を求めたいと思います。 私のほうから確認いたします。この受付番号5番の作目、12ページにはバナナ、説明のほうにはさとうきびと記載がありますが、どちらが正しいでしょうか。
事務局	バナナになります。すみません、訂正をお願いいたします。
議長	受付番号5番のほうですね。さとうきびをバナナのほうに訂正していただきたいと思います。 何かご意見はございますか。 進行してよろしいですか。9番高江洲委員どうぞ。
9番	この買受適格証明書についてですが、総会に諮って、問題が無ければ証明を出すということだと思いますが、今は4名ですが仮に5名、10名と申請がきた場合には、それぞれ総会に諮って証明発行しなければならないという法律なんではないでしょうか。
事務局	その競売に参加するためには、この買受適格証明書で農民に発行した証明書を添付して初めて参加できるというような法律になっておりますので、来る人全員いたら全員に。10名いれば10名ですが、3条資格調査書に問題が無ければ、証明書を発行します。
9番	これは我々が判断基準というのは、どういうものを判断して適任者というのを決めるのでしょうか。
事務局	農地法第3条第2項第1号から7号までありまして、今は5号はありません。下限面積がなくなって、あとは2号、3号というのは法人用です。適格表をこれに書いてほしいということです。今あるのが1号から7号のうち1号、4号、7号。このほうだけを審査することになります。新規就農と現耕作の確認については、それぞれ農業委員会から耕作証明書を発行します。そこで1つでも耕作していないと、証明書が発行できないので、それを持ってくると全部耕作の確認ができたということになります。
議長	ほかに何かございますか。 進めてよろしいですか。

議長	(進行の声) 議案第8号、受付番号2番から5番について、買受適格者として証明相当とすることに異議ありませんか。
議長	(異議なしの声) 異議なしの声がございます。 買受適格者であることを証明相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
議長	(全委員挙手) 全員が賛成でありますので、証明相当といたします。 議案第8号 農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書に対する意見について、受付番号2番から5番について買受適格証明の交付を受けた後に、最高価買受申出人となり、かつ農地法第3条の許可申請書が提出されたとき、証明交付時と変更がない場合は許可相当といたします。 ということであります。進行いたします。 今日の審議は第1号から第8号まで、少し審議の件数が多かったんですが、これでもって終了いたします。 これをもちまして、令和6年度第412回総会を閉会いたします。

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

会 長 宮城 徳重 

議 長 宮城 徳重 

7 番 新垣 実 

13 番 大城 信男 

令和7年2月25日